



令和8年度実施 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 助産師修学資金貸付・看護師修学資金貸付選考 募集案内

1 募集概要

(1) 募集する修学資金

ア 種類

名 称	助産師修学資金	看護師修学資金
対 象 者	① 助産師養成施設に在学している者 ② 養成施設を卒業後、直ちに次の病院に就職する意思がある者 ・ 神奈川県立こども医療センター	① 看護師養成施設に在学している者 ② 養成施設を卒業後、直ちに次のいずれかの病院に就職する意思がある者 ・ 神奈川県立足柄上病院 ・ 神奈川県立こども医療センター ・ 神奈川県立精神医療センター ・ 神奈川県立がんセンター ・ 神奈川県立循環器呼吸器病センター
貸付金額	月額8万円	月額5万円
貸付人数	2名(予定)	5名(予定)

- イ 貸付期間 令和8年4月から養成施設を卒業する月までとなります(最大1年間)。なお、貸付は、令和8年4月に遡って四半期(3か月)分ごとに行います。
- ウ その他 貸付後の返還猶予、返還免除の制度があります。
(修学資金の詳細は、「7 修学資金貸付に係る留意事項」のとおり。)

(2) 応募資格 次の要件を全て満たす者が対象となります。

- ア 令和8年4月1日時点で、助産師養成施設又は看護師養成施設のいずれかに在学し、かつ当年度末までに卒業見込であること。
- イ 「令和8年度実施 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 職員採用選考(令和9年4月1日採用) 看護職(助産師・看護師)」の第1回選考へ応募していること。
- ウ 同種の修学資金の貸付を受けていないこと。
- エ 連帯保証人を2名立てられること(連帯保証人の要件は「3 連帯保証人」のとおり)。

【問合せ先】

地方独立行政法人神奈川県立病院機構 本部事務局人事部人事課 修学資金担当
 住所 : 〒231-0005 横浜市中区本町2-22 京阪横浜ビル4階
 電話 : (045) 651-1233
 ホームページ : <https://kanagawa-pho.jp/>
 メール : saiyou-kango.1595@kanagawa-pho.jp

2 選考

(1) 選考の流れ



※1 本選考への応募と併せて「令和8年度実施 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 職員採用選考（令和9年4月1日採用） 看護職（助産師・看護師）」の第1回選考への応募が必要です。

※2 「令和8年度実施 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 職員採用選考（令和9年4月1日採用） 看護職（助産師・看護師）」の第1回選考が不合格となった場合は、本選考も不合格となります。

※3 書類審査と面接審査の結果により合格者を決定します

(2) 選考方法

- 本選考は、「令和8年度実施 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 職員採用選考（令和9年4月1日採用） 看護職（助産師・看護師）」第1回選考に連続して選考を実施します。

ア 書類審査

- 「令和8年度実施 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 職員採用選考（令和9年4月1日採用） 看護職（助産師・看護師）」における提出書類を基に審査を行います。

イ 面接審査

- 「令和8年度実施 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 職員採用選考（令和9年4月1日採用） 看護職（助産師・看護師）」の第1回選考の合格者に対して実施します。

(ア) 選考日程

- 令和8年5月30日(土)

(イ) 試験会場

- 神奈川県横浜市内を予定

※ 「令和8年度実施 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 職員採用選考（令和9年4月1日採用） 看護職（助産師・看護師）」の第1回選考の合格通知と併せて該当者へ通知する予定です。

(3) 選考結果の発表 令和8年6月12日(金) (予定)

- 応募者全員に郵送及びメールにより結果を通知する予定です。

3 応募

(1) はじめに

- 本選考のみの応募できません。本選考と併せて「令和8年度実施 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 職員採用選考（令和9年4月1日採用） 看護職（助産師・看護師）」の第1回選考への応募が必要です。

なお、「令和8年度実施 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 職員採用選考（令和9年4月1日採用） 看護職（助産師・看護師）」への応募の詳細は、同募集案内をご確認ください。

(2) 応募期間

令和8年3月1日(日) ～ 令和8年4月3日(金)

(3) 応募方法

- 神奈川県立病院機構ホームページ「看護職募集サイト」から、本選考の応募ページにアクセスし、お申込みください（パソコン、又はスマートフォンから申込が可能です）。
- 申込には、基本情報（氏名・生年月日・住所等）の入力の他に、応募動機（300字以内）の入力が必要となります。



神奈川県立病院機構ホームページ
「看護職募集サイト」
(<https://kanagawa-pho.jp/kango>)

(4) 留意事項

- 「令和8年度実施 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 職員採用選考（令和9年4月1日採用） 看護職（助産師・看護師）」への応募が確認できなかった場合、「応募資格なし」（失格）として応募を取り扱います。なお、対象となる選考は「第1回選考」のみです（他の実施回への応募は応募資格に含めません）。
- 応募期間外の応募は受付しません。 時間に余裕をもって申込をしてください。
- 応募期間終了間際はアクセスの集中により、処理に時間がかかる恐れがあります。また、システムの保守整備等のため、応募期間中にシステムが停止する場合があります。なお、時間は稼働する当機構のシステムの時刻を基準として判断します。
- パソコンや通信障害などによるトラブルについては一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- 申込後の内容変更や取り下げは原則認めません。
- 応募後の連絡は、応募時に登録いただいたメールアドレス宛にメールで行います。 受信拒否設定をされている場合は、設定を解除する、又は『kanagawa-pho@snar.jp』を受信リストに加えてください。

4 面接審査受験までの流れ

(1) 採用試験受験【応募者】

- 「令和8年度実施 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 職員採用選考（令和9年4月1日採用） 看護職（助産師・看護師）」の募集案内に従い、**第1回選考を受験**してください。

(2) 試験案内の通知【機構】

- 「令和8年度実施 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 職員採用選考（令和9年4月1日採用） 看護職（助産師・看護師）」の**第1回選考の合格者**に対し、面接審査の詳細を通知します。
 - ※ 第1回選考の合格通知と併せて応募者へ通知を予定しています。
 - ※ 第1回選考が不合格となった場合は、本選考も不合格となり、試験案内は通知しません。

(3) 面接審査の受験【応募者】

- 「試験案内」での通知に従い、試験会場へ集合時間に来場し、面接審査を受験してください。

<留意事項>

- ・ 試験当日は試験会場で受付を行います。受付終了時間までに必ず受付をしてください。受付がなかった場合は、受験できません（公共交通機関の不通、遅れ等によるものを除く）。
- ・ 人物試験の詳細は、「試験案内」で通知しますが、現時点の予定は次のとおりですので、参考としてください（あくまでも予定ですので詳細は「試験案内」通知を確認してください）。

受付開始：8時30分

受付終了：8時45分

試験開始：9時15分

解散：人物試験終了後、順次解散（応募者ごとに異なります）。

5 連帯保証人の選定

- 修学資金貸付を受けるためには、**連帯保証人を2名立てていただく必要があります**。
- 要件は次のとおりですので、**あらかじめ選定をお願いします**。
 - ・ **成年者**であること。
 - ・ 2名のうち、**1名は応募者の生計を維持する者又は生計を同じくする者若しくはこれらに類する者**であること（応募者が独立の生計を営む者である場合を除く）。
- ※ **応募時に連帯保証人を回答いただく必要はありません**が、本選考により貸付が決定した場合には、**選考結果の通知から14日以内に応募者及び連帯保証人2名が自署・押印をした「誓約書」の提出を求める**ことから、あらかじめ選定をしておいてください。

6 修学資金貸付に係る留意事項

- 本修学資金の貸付に係る留意事項を次のとおり記載します。
本選考により貸付が決定した場合に再度説明を行います。あらかじめご確認のうえ、応募をお願いします（なお、応募時に本項目を確認したチェックする項目があります。）

(1) 取扱い

- 次号以降の取扱いを含め、本修学資金に係る全ての取扱いは、「地方独立行政法人神奈川県立病院機構修学資金貸付要綱」、及び「地方独立行政法人神奈川県立病院機構修学資金貸付要領」（以下「要綱等」といいます。）の規定によります。

(2) 目的

- 本修学資金は、養成施設を卒業後直ちに地方独立行政法人神奈川県立病院機構の病院（別途指定する病院に限ります。）に看護師等として勤務（以下「勤務」といいます。）する意思がある者に対して、その環境を整えることを目的として貸し付けるものです。

(3) 貸付額

- 本修学資金の貸付額は、助産師修学資金が月額8万円、看護師修学資金が月額5万円です。

(4) 貸付期間

- 令和8年4月から養成施設を卒業する月まで（最大1年間）となります。なお、貸付は貸付決定日に関わらず令和8年4月に遡って開始します。

(5) 貸付方法

- 四半期(3か月)ごとに当該期の末日までに本人へ直接貸し付けます（第1四半期（4～6月分）を除く）。具体的には本人の銀行口座への振込となります。

(6) 貸付の休止

- 貸与期間中に養成施設を休学する場合、当該休学の間は貸付を休止します。

(7) 貸付の廃止

- 貸与期間中に養成施設の退学等が生じた場合、貸与を廃止（貸付を終了）します。

(8) 返還

- 貸付の廃止又は養成施設を卒業後に貸付額全額の返還が必要です。
- 返還の期限は、廃止月又は卒業月の翌月から起算して貸付期間に相当する期間(1年間)です。
- 返還の方法は、均等額の月賦、4分の1年賦又は半年賦のいずれかとなります。
- ただし、廃止の場合、要綱等の規定に基づき貸付額全額の一括返済を求めることがあります。

(9) 返還の猶予

- 勤務の期間(以下、「勤務期間」といいます。)は、返還を猶予することができます(本人からの申請に基づき猶予を承認します)。
- ただし、猶予中に退職する場合は、貸付額全額の返還が必要となります(退職事由や勤務期間による返還額の減額はありませぬ)。

(10) 返済の免除

- 勤務期間が貸付期間に1年を加えた期間(最大2年)を超えた場合は、返還を免除します。
- ただし、上記の期間の計算には除算される期間(育児休業を取得した期間等)があります。

(11) 連帯保証人への請求

- 本人に返還の意思がない場合、連帯保証人へ返還を求める場合があります。

(12) 各種書類提出への対応

- 貸付期間中又は貸付期間後において、要綱等の規定に基づき書類提出を求めた場合には、対応していただく必要があります。

(13) 誓約書の提出

- 貸付にあたっては、前号までの取扱いを定めた要綱等の規定に従うことを誓約する誓約書の提出していただきます。

応募・貸付に係るQ & A(助産師修学資金貸付・看護師修学資金貸付選考)

Q 「令和8年度実施 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 職員採用選考（令和9年4月1日採用） 看護職（助産師・看護師）」の募集案内はどこにあるのか。

A 神奈川県立病院機構ホームページの「看護職募集サイト」に掲載しています。



神奈川県立病院機構ホームページ
「看護職募集サイト」
(<https://kanagawa-pho.jp/kango>)

Q 職員採用選考に合格した場合、修学資金貸付選考も合格となるのか。

A 職員採用選考と修学資金貸付選考は連続して選考を行いますが、選考方法が異なります。このため、職員採用選考に合格しても、修学資金貸付選考に不合格となる場合もあります。ただし、修学資金貸付選考が不合格となったことにより、職員採用選考の合格が取り消されることはありません（採用時に不利益となることはありません）。

Q 看護師修学資金の貸付を受けているが、看護師免許取得のための養成施設（以下「看護師養成施設」といいます。）の卒業後に助産師免許取得のための養成施設（以下「助産師養成施設」といいます。）へ進学したい。取扱いはどうなるのか。

A 看護師養成施設の卒業に伴い貸付額全額の返還が必要となり、卒業月の翌月から返還が始まります。

ただし、助産師養成施設の在学期間は、返還を猶予することができます（本人からの申請に基づき猶予を承認します）。

なお、次の場合には猶予に該当しなくなりますので留意してください。

- ・ 助産師養成施設を退学した場合
- ・ 助産師養成施設の卒業後、直ちに地方独立行政法人神奈川県立病院機構の病院に看護師等として勤務しなかった場合（なお、勤務するためには、助産師養成施設の在学中に改めて職員採用選考を受験し、合格する必要があります）。

また、助産師養成施設の在学中に修学資金貸付選考（助産師修学資金）へ応募することも可能です（看護師修学資金の貸付の有無は、当該選考に影響しません）。

Q 採用後の勤務期間が免除に係る期間に達する前に退職する場合、当該勤務期間に応じた返還額の減額等は求められないのか。

A 採用後の勤務期間が免除に係る期間に達する前に退職する場合の退職事由や勤務期間による返還額の減額（一部免除）等はありません（貸付額全額の返還が必要です）。

Q 他の修学資金・奨学金の貸付・給付を受けているが、併用して貸付を受けることはできるか。

A 神奈川県立病院機構以外が貸し付ける看護師又は助産師として業務に従事すること等を条件として返還を免除される貸付金を受けている場合は、貸付を受けることができません。

例えば、日本学生支援機構の貸与制度との併用は可能です。

Q 免除に係る勤務期間から除算される期間を知りたい。

A 看護師等の業務に従事していない期間と認められる期間となります。具体的には以下の期間があります。

- ・ 育児休業の取得期間
- ・ 休職期間
- ・ 療養休暇の取得期間 など

Q 貸付期間中に養成施設を留年してしまった。

A 留年、休学等により、8年度末までに養成施設を卒業する見込みがなくなった時には、貸付が廃止となります。

廃止となった場合は、貸付額全額の返還が必要となり、廃止となった月の翌月から返還が始まります。

地方独立行政法人神奈川県立病院機構修学資金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第20条の規定により文部科学大臣又は厚生労働大臣が指定した学校又は養成所（以下「助産師養成施設」という。）に在学する者、法第21条の規定により文部科学大臣又は厚生労働大臣が指定した学校又は養成所（以下「看護師養成施設」という。）に在学する者に修学に必要な資金を貸付けることで、その者の修学を容易にし、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「機構」という。）に勤務する環境を整えることを目的とするため、修学資金に関し必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 修学資金の種類は、看護師修学金及び助産師修学金とする。
2 前項の修学資金は、無利息とする。

(貸与対象者)

第3条 機構は次の各号に掲げる要件を全て満たす者の中から選考の上、看護師修学資金又は助産師修学資金を貸し付ける。
(1) 修学資金の貸付に係る申請日の属する年度の4月1日時点で、助産師養成施設又は看護師養成施設に在学し、かつ当年度末までに卒業見込の者。
(2) 助産師養成施設又は看護師養成施設を卒業後、直ちに機構の病院のうち、別に理事長の指定する病院に勤務する意思を有する者。
(3) 看護師又は助産師として業務に従事すること等を条件として返還を免除される貸付金（以下「他機関貸付金」という。）の貸与を受けていない者。
(4) 連帯保証人を2人立てられる者。

(選考)

第4条 理事長は、選考によって修学資金の貸付を受ける者（以下「借受生」という。）を決定する。

(修学資金の月額)

第5条 第2条第1項に掲げる修学資金の額は、次の各号に定める額とする。
(1) 看護師修学金 月額5万円
(2) 助産師修学金 月額8万円

(貸付期間)

第6条 修学資金の貸付期間は、借受生と認められた日の属する年度の4月から助産師養成施設又は看護師養成施設の卒業する日の属する月までとする。

2 人事部長が特に認める場合は、別に貸付期間を定めることができる。ただし、前項に規定する貸付期間を超えることはできない。

(貸付の休止)

第7条 借受生が休学したときには、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの修学資金の貸付を休止することができる。

(貸付の廃止)

第8条 借受生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った日の属する月の翌月から修学資金の貸付を廃止する。

- (1) 助産師養成施設又は看護師養成施設を退学し、又は退学させられたとき。
- (2) 借受生であることを辞退したとき。
- (3) 休学等のため、借受生と認められた日の属する年度末までに助産師養成施設又は看護師養成施設を卒業する見込みがないと認められるとき。
- (4) 停学の処分を受けたとき。
- (5) 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。
- (6) 虚偽その他不正な方法により借受生となったことが明らかとなったとき。
- (7) その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき。

(返還義務)

第9条 修学資金の貸付を受けた者は、貸付を受けた修学資金の全額を別に定める期日までに返還しなければならない。

(債務の当然免除)

第10条 前条の規定にかかわらず、修学資金の貸付を受けた者が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に該当することとなった場合には、返還期日が到来していない修学資金にかかる債務は免除する。

- (1) 看護師修学金 機構の病院のうち、理事長の指定する病院において引き続き貸付期間に1年を加えた期間看護師等として勤務し、業務に従事したとき。
- (2) 助産師修学金 こども医療センターにおいて引き続き貸付期間に1年を加えた期間看護師等として勤務し、助産師の業務に従事したとき。

2 理事長は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則第15条に規定する休職及び同第59に規定する育児休業、介護休業等の期間並びに同第50条に規定する療養休暇の取得期間等の業務に従事していない期間があると認められる場合には、当該期間を前項各号に定める期間から除くことができる。

(債務の裁量免除)

第10条の2 第8条の規定にかかわらず、理事長は、修学資金の貸付を受けた者が死亡、その他特別の事情により修学資金を返還する能力を失ったと認められる場合には、返還期日が到来していない債務を免除することができる。

(返還の猶予)

第11条 理事長は、修学資金の貸付を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、当該事情が継続している間、修学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 看護師等として機構に勤務しているとき。
- (2) 進学（看護師養成施設の卒業後直ちに法第19条第1号又は第2号の規定により文部科学大臣又は厚生労働大臣が指定した学校又は養成所若しくは助産師養成施設へ進学した場合に限る。）したとき。
- (3) 被災、心身の故障その他特別の事情により修学資金の返還が困難であると認められるとき。

(延滞利息の徴収)

第12条 理事長は、修学資金の貸付を受けた者が正当な理由なく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収することができる。

(委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、人事部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の地方独立行政法人神奈川県立病院機構修学資金貸付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の貸付の決定に係る修学資金について適用する。
- 3 この要綱の施行の日前の貸付の決定に係る修学資金であつて、この要綱の施行の日において返還が完了していないものの返還及び債務の免除については、なお従前の例による。

地方独立行政法人神奈川県立病院機構修学資金貸付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構修学資金貸付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付の申請)

第2条 地方独立行政法人神奈川県立病院機構修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付を受けようとする者は、修学資金貸付申請書（第1号様式）を人事部長が別に定める期限までに理事長に提出しなければならない。

2 前項に定める申請書は、電磁的方法により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもつて代えることができる。

(選考結果の通知)

第3条 理事長は、借受生（要綱第4条で規定する借受生をいう。以下同じ。）を決定したときは、その結果を申請者に通知するものとする。

(誓約書)

第4条 借受生となった者は、前条の規定による通知を受けた日から14日以内に第5条に規定する連帯保証人と連署した誓約書（第2号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 前項の期間内に誓約書を提出しない者は、借受生となることを辞退したものとみなす。

(連帯保証人)

第5条 借受生は、連帯保証人を2名立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、成年の者でなければならない。この場合において、借受人が独立の生計を営む者ではないときは、連帯保証人のうち1人は借受生の生計を維持する者又は生計を同じくする者若しくはこれらに類する者でなければならない。

3 借受生又は修学資金の貸付を受けた者が連帯保証人を変更しようとするときは、理事長の承認を受けなければならない。

(修学資金の貸付)

第6条 修学資金は、借受生に四半期（3月）ごとに、当該期の末日までに借受生へ直接貸し付ける。ただし、新規の借受生に係る第1回目の修学資金の貸付のとき又は特別の事情があるときは、この限りでない。

2 借受生は、修学資金を受領したときは、当該受領した日から7日以内に修学資金受領書（第3号様式）を理事長に提出しなければならない。

(貸付の休止)

第7条 借受生が引き続き1月を超えて休学したときは、休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月分までの修学資金の貸付を休止する。

(返還の方法)

第8条 修学資金の貸付を受けた者は、要綱第1条に規定する養成施設を卒業し若しくは修了し、退学し、退学させられ又は修学資金の貸付を廃止された日の属する月の翌月から起算して、貸付を受けた期間に相当する期間内（第7条の規定により貸付を受けなかった期間を除き、返還を猶予された期間があるときは、この期間を加えた期間内）に、貸付を受けた修学資金の均等額を月賦、4分の1年賦又は半年賦のいずれかの方法で返還しなければならない。ただし、いつでも繰上償還をすることができる。

(一時返還)

第9条 理事長は、要綱第8条の規定により修学資金の貸付を廃止されたもので、前条に規定する方法により修学資金を返還させることが適当でないとするものについては、貸し付けた修学資金の全額を一時に返還させるものとする。

(修学資金借用書等)

第10条 借受生は、修学資金の最後の貸付を受けた日から7日以内に、貸付を受けた修学資金の全額について修学資金借用証書（第4号様式）及び修学資金返還明細書（第5号様式）を理事長に提出しなければならない。

(返還の方法の変更)

第11条 修学資金返還明細書に記載した修学資金の返還の方法は、理事長の承認を受けなければ変更することができない。

(免除の申請)

第12条 修学資金の貸付を受けた者は、要綱第10条又は第10条の2の規定により債務の免除を受けようとする場合は、修学資金返還免除申請書（第6号様式）に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(猶予の申請等)

第13条 要綱第11条の規定により修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（第7号様式）に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により修学資金の返還を猶予された者は、当該猶予された事情が消滅したときは、直ちにその旨を理事長に届けなければならない。

(届出義務)

第14条 借受生は、次に掲げる事情が生じたときは、現況報告書（第8号様式）により直ちに理事長に届け出なければならない。

- (1) 借受生又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に異動があったとき。
 - (2) 借受生が休学、復学、転学又は退学したとき。
 - (3) 借受生が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき。
 - (4) 借受生が留年したとき。
- 2 借受生は、連帯保証人が死亡したときは、直ちに理事長に届け出た上で、新たな連帯保証人を立てなければならない。
- 3 借受生が死亡したときは、その遺族又は連帯保証人が死亡の事実を証明する書面を理事長に提出しなければならない。
- 4 第1項第1号、第2項及び第3項での規定は、修学資金の貸付を受けた者に準用する。ただし、貸付を受けた修学資金にかかる債務が消滅したときは、この限りでない。

(勤務期間の計算)

第15条 修学資金の猶予期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、助産師又は看護師として業務に従事した日の属する月から業務に従事しなくなった日の前日の属する月までの月数とする。

- 2 要綱第10条第2項に規定する理事長が除することのできる期間の計算は次の各号による。
- (1) 休職等の事由ごとに計算を行う。ただし、複数の事由により継続して業務に従事していないと認められる場合には1つの事由とみなして計算を行う。
 - (2) 当該事由により業務に従事しなくなった日の属する月から再度業務に従事する日の前日の属する月までの月数とする。
 - (3) 業務に従事しなくなった日の属する月に再度業務に従事することになったときは、その月は本期間に算入しない。

(実施細目)

第16条 この要領に定めるもののほか、修学資金の貸付に関し必要な事項は、人事部長が定める。

附 則

この要領は、平成23年3月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正前の地方独立行政法人神奈川県立病院機構修学資金貸付要領の規定は、この要領の施行の日以後の貸付の決定に係る修学資金について適用する。ただし、第2条第2項の改正規定は、令和6年4月1日に遡及して適用する。
- 3 この要領の施行の日前の貸付の決定に係る修学資金であつて、この要領の施行の日において返還が完了していないものの返還及び債務の免除については、なお従前の例による。

修学資金貸付申請書

令和 年 月 日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長 殿

(写真貼付欄)
 写真(※)を貼って提出してください。
 ※縦4cm×横3cm
 上半身・脱帽・正面向きの、本人と確認できるもの
 裏面に氏名を記入

		※借受生番号						※貸付開始月	
養成施設 の名称・学科						—			月
ふりがな		性別	生年月日		昭和 平成 年 月 日生				
氏名	①	男 女			歳				
入学年月	令和 年 月	在学年		第 学年					
卒業予定年月	令和 年 月								

※印の欄には記入しないでください。

地方独立行政法人神奈川県立病院機構修学資金の貸付けを受けたいので、次のとおり申請します。

修学資金の種類 (○をつける)	() 看護師修学資金 () 助産師修学資金	
住 所	〒	
自宅の電話番号	() —	昼間の連絡先 (携帯電話等) () —
緊急連絡先1	連絡先名称	電話 () —
緊急連絡先2	連絡先名称	電話 () —
健康状況 現在の状況	良い 普通 悪い (具体的な状況:)	
扶養家族・配偶者の有無		特記事項
扶養家族 有 無		
配偶者 有 無		
卒業後 の希望 勤務病 院	いずれか1つに○をつけてください (助産師修学金希望者は、AかBに必ず○をつけてください) A 足柄上病院 B こども医療センター C 精神医療センター D がんセンター E 循環器呼吸器病センター F A～Eのいずれか (未定)	

あなたが神奈川県立病院機構を志望する理由を記入して下さい。

自己PRを記入して下さい。

あなたが看護師（助産師）になりたい理由を記入して下さい。

あなたが養成施設で学んでいる際（または学ぶにあたって）の心構えを記入して下さい。

◎記入にあたっての注意事項

- 1 日付は記入日現在のものを記入
- 2 記入は黒または青のインクのボールペン

誓 約 書

令和 年 月 日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長 殿

私は、借受生として地方独立行政法人神奈川県立病院機構修学資金貸付要綱及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構修学資金貸付要領の規定に従うことを誓約します。

氏 名 印

私どもは、上記借受生の連帯保証人として、同人に誓約どおり履行させるとともに、借受生の債務を連帯して負担します。

連帯保証人 住 所
電 話 番 号
本人との関係
氏 名 印
年 月 日生

勤務先等名称
勤務先等電話番号

連帯保証人 住 所
電 話 番 号
本人との関係
氏 名 印
年 月 日生

勤務先等名称
勤務先等電話番号

修学資金受領書

年 月 日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長 殿

借 受 生 番 号	
養成施設等の名称	第 学 年
フ リ ガ ナ 氏 名	

次のとおり受領しました。

受領年月日	年 月 日	金額	十 万	万	千	百	十	円
-------	-------	----	-----	---	---	---	---	---

ただし、看護師修学金・助産師修学金 令和 年 月から 月まで 箇月分

収入印紙
はり付け
欄

修学資金借用証書

年 月 日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長 殿

借受生番号					—					
住所	〒									
フリガナ								生年月日	年 月 日 歳	
氏名								Ⓣ		
自宅の電話番号	() —			昼間の連絡先 (携帯電話等)			() —			
養成施設等の名称						学科名				

私は、借受生として、次のとおり修学資金の貸付けを受けました。この修学資金は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構修学資金貸付要綱及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構修学資金貸付要領の規定に従い、修学資金返還明細書のとおり返還します。

【看護師修学金・助産師修学金】

借 用 金 額 A × B	円		月 額 A	円	
借 用 期 間	年 月 から	年 月 まで	借用月数 B	か月	

連 帯 保 証 人					
氏 名	Ⓣ			Ⓣ	
生 年 月 日	年 月 日 生 歳		年 月 日 生 歳		
本人との関係					
住 所	〒			〒	
電 話 番 号	() —		() —		

私どもは、上記借受生の連帯保証人として、同人に誓約どおり履行させるとともに、借受生の債務を連帯して負担します。

(表)

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

修学資金返還明細書

年 月 日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長殿

借 受 生 番 号	—										
フリガナ											
住 所	〒										
フリガナ									生 年 月 日	年 月 日 歳	
氏 名	Ⓜ										
自宅の電 話番号	() —						昼 間 の 連 絡 先 (携 帯 電 話 等)	() —			
養成施設 の名称									年	月卒業・卒業予定	
看護師修学金・助産師修学金											
借 受 け 期 間	年	月	から	年	月	まで	月	A 額	円		
借 受 け 金 額 A × B	円						借 受 け 月 数 B	か月			
提出理由	卒業 廃止 (退学・辞退・その他)										
理由発生 年 月 日	年	月	日								
返還総額	円			返還方法	1 月賦 2 4分の1年賦 3 半年賦 4 一時						
1 回 の 返 還 額	1回目 2回目～	円		返還期間	年	月	から	返 還 数	回		
卒 業 (退 学) 後 の 就 業 先 又 は 進 学 先	所 在 地										
	名 称										
	電 話 番 号	内線 ()									

※裏面にも記入事項あり

(裏)

連 帯 保 証 人 関 係 事 項		
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日 生 歳	年 月 日 生 歳
本 人 と の 係		
住 所	〒	〒
電 話 番 号	() —	() —
勤 務 先	名 称	
	電 話 番 号	() —
備 考	※ 就 業 期 間	年 月 ~ 年 月 年 月 日
	※ 返 還 免 除 額	× = 円

(裏)

卒業後の状況	期 間		就 業 先 ・ 進 学 先 等			
	年 年	月 月 から まで 現在	年	か	月	
	年 年	月 月 から まで 現在	年	か	月	
	年 年	月 月 から まで 現在	年	か	月	
	年 年	月 月 から まで 現在	年	か	月	
備 考			※	就 業 月 数		か月

- 備考 1 ※印の欄には記入しないでください。
2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

(表)

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

修学資金返還猶予申請書

年 月 日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長殿

借受生番号										
住所	〒									
フリガナ							生年月日	年	月	日
氏名							⑩			歳
自宅の電話番号	()	—					昼間の連絡先 (携帯電話等)	()	—	

地方独立行政法人神奈川県立病院機構修学資金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

修学資金の種類	看護師修学金 () 助産師修学金 () ※括弧内に○を付けてください										
所有免許	種類		登年	録日	年	月	日	番号	第 号		
借受生時の養成施設等の名称							借受け金額	円			
							既返還額	円			
							既免除額	円			
借受け期間	年 月から 年 月まで						返還猶予申請額	円			
	休学等による貸付休止期間 有・無										
返還猶予申請期間	年 月から 年 月まで 年 か月						/				
申請理由	1 機構の看護職員として勤務 2 進学 3 被災 4 心身の障害 5 その他 ()										
理由発生日	年 月 日						/				
現在の就業先又は 在学先	所在地										
	名称										
	電話番号	()						内線 ()			

(裏)

卒業後の状況	期 間		就 業 先 ・ 進 学 先 等	
	年	年 月 月から 月まで・現在	年 か月	
	年	年 月 月から 月まで・現在	年 か月	
	年	年 月 月から 月まで・現在	年 か月	
	年	年 月 月から 月まで・現在	年 か月	
備 考				

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

現 況 報 告 書

年 月 日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長殿

住 所 〒
氏 名 (旧姓)
生年月日 年 月 日生
借受生番号 —
養成施設名
卒 業 年 年 月卒業

次のとおり現況に変更がありましたので届け出ます。

- 1 借受生の住所または氏名変更 (変更日 年 月 日)
新住所 〒
電話番号
変更後の氏名
- 2 連帯保証人の住所または氏名変更 (変更日 年 月 日)
新住所 〒
電話番号
変更後の氏名
- 3 休学 (変更日 年 月 日)
- 4 復学 (変更日 年 月 日)
- 5 転学 (変更日 年 月 日)
転学先名称
- 6 退学 (変更日 年 月 日)
- 7 懲戒処分 (停学・退学) (変更日 年 月 日)
- 8 留年
- 9 免許所得
保健師・助産師・看護師・准看護師
免許番号 第 号
登録年月日 年 月 日
- 10 Eメールアドレス